十三				
一般財団法人日本建築総合試験所	大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号	富山県、福井県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の全域	平成二十七年六月一日	指定をした日から平成二十九年五月二十二日
十四				
アウェイ建築評価ネット株式会社	東京都新宿区揚場町一番二十号	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都及び神奈川県の全域	平成二十七年六月一日	指定をした日から平成二十九年九月二十四日

○国土交通省告示第六百九十二号

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第十一号）の施行に伴い、及び倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）第三条の四第二項第八号の規定に基づき、倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年六月一日　国土交通大臣　太田　昭宏

倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示の一部を改正する告示

倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示（平成十四年国土交通省告示第四十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「第百十五条の二の二第一項第一号」を「第百二十九条の二の三第一項第一号ロ」に改める。

附　則

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

○関東地方整備局告示第二百六十五号

建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）及び建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成二十七年国土交通省令第五号）の施行に伴い、関東地方整備局長が指定した者とみなす指定構造計算適合性判定機関の名称等を次のように告示する。

平成二十七年六月一日　関東地方整備局長　越智　繁雄

指定構造計算適合性判定機関の名称等は、別表のとおりとする。

別表

指定番号	一	二	三	四
指定構造計算適合性判定機関の名称	一般財団法人さいたま住宅検査センター	株式会社ビルディングナビゲーション確認評価機構	日本建築検査協会株式会社	SGSジャパン株式会社
住所	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目12番3号	東京都豊島区南大塚三丁目37番5号	東京都中央区日本橋三丁目13番11号	神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地横浜ビジネスパークノーススクエアI
業務区域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県及び東京都の全域	栃木県及び埼玉県の全域	茨城県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県及び山梨県の全域	東京都及び神奈川県の全域
指定をした日	平成二十七年六月一日	平成二十七年六月一日	平成二十七年六月一日	平成二十七年六月一日
指定の有効期間	指定をした日から平成二十八年六月六日	指定をした日から平成三十年一月七日	指定をした日から平成二十九年二月十五日	指定をした日から平成二十九年三月二十九日

○関東地方整備局告示第二百六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月一日　関東地方整備局長　越智　繁雄

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
草加市新善町字甚蔵一五五番一地先から春日部市水角字古川一二六番一まで	前	A　二一・〇〇～五七・〇〇（メートル）	一四・〇二〇（キロメートル）	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　一一・二六～一二四・四〇	九・七四四	
	後	A　二一・〇〇～五七・〇〇	一四・〇二〇	
		B・C　〇・〇〇～一二四・四〇	一四・二九八	

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○関東地方整備局告示第二百六十七号

建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）及び建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成二十七年国土交通省令第五号）の施行に伴い、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月一日　関東地方整備局長　越智　繁雄